

大学院入学者の皆さんへ

日本学生支援機構(JASSO) 貸与奨学金のご案内

京都橘大学スチューデントセンター

1. 予約奨学生の方

2025 年度大学院奨学生採用候補者に決定している方は、以下の要領にて手続きが必要です。入学後、速やかにスチューデントセンター奨学金担当窓口をお訪ねください。

●提出書類について

① 2025 年度大学院奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】(全員共通)

※ ミシン目で切り開き、【進学先提出用】の裏面に必要事項を記入してください。

※ 紛失した場合は、インターネット(スカラネット)より印刷可能です。詳しくは採用候補者のてびきを参照してください。

② 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書(該当者のみ)

③ 日本政策金融公庫発行の「融資できない」旨を記載した通知書のコピー(該当者のみ)

※ ②③は入学時特別増額奨学金を希望する方のみ必要です。

●正式採用までの手続きおよびスケジュールについて

① 上記書類の提出

○提出期間：2025 年 4 月 1 日(火)～4 月 3 日(木)

② スカラネットによる進学届の提出(入力)

○提出(入力)期間：2025 年 4 月 9 日(水)～4 月 17 日(木)

③ 第 1 回奨学金振込み(4・5 月分)：2025 年 5 月 16 日(金)〈すべての手続完了の場合〉

④ スカラネット・パーソナル(スカラ PS)への Web 登録

○登録期限：2025 年 6 月 2 日(月)

⑤ 返還誓約書の提出

○機関保証選択者 提出期間：2025 年 6 月 2 日(月)～4 日(水)

○人的保証選択者 提出期間：2025 年 6 月 2 日(月)～9 日(月)

2. 入学後に貸与奨学金を申し込まれる方

大学院入学後に奨学金を申し込みたい方は、以下の要領にて必要な手続きをしてください。入学後、速やかにスチューデントセンター奨学金担当窓口をお訪ねください。

※外国籍の方は、在留資格により貸与されない場合があります。

●申込みから採用までの手続きおよびスケジュールについて

① 申込関係書類の提出

○提出期間：2025 年 4 月 8 日(火)～4 月 14 日(月)

○提出書類

・「スカラネット入力下書き用紙」

・「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(該当者のみ)

・奨学金振込予定口座の通帳コピー(名義人および口座情報が記載されている部分)

※その他、追加で書類を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

② スカラネットの入力

○実施期間：申込関係書類提出後～4月21日(月)

③ マイナンバー(申込者および生計維持者<原則父母とも>)等の提出

○提出先：日本学生支援機構

○提出期限：2025年4月28日(月)〈郵送必着(簡易書留)〉

〈以下の手続き等は通常通り採用された場合〉

④ 第1回奨学金振込み(4～6月分)：2025年6月11日(水)

⑤ スカラネット・パーソナル(スカラPS)へのWeb登録

○登録期限：2025年7月3日(木)

⑥ 返還誓約書の提出

○提出期間：2025年7月4日(金)・7月7日(月)・7月8日(火)

3. 貸与奨学金の概要

●貸与奨学金の種類と貸与月額

奨学金種別	課 程	貸 与 月 額
第一種(無利子)	博士前期課程	50,000円、88,000円のいずれか選択
	博士後期課程	80,000円、122,000円のいずれか選択
第二種(有利子)	博士前期課程	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円
	博士後期課程	のいずれか選択
入学時特別増額	博士前期課程	100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000
	博士後期課程	円のいずれか選択

※第一種と第二種は併用貸与も可能です。

※保証制度は機関保証に加入する(機関保証)と連帯保証人・保証人を選任する(人的保証)があります。

●家計基準 * 詳細は【奨学金担当】窓口でご確認ください。

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を進学予定の大学院が推薦します。

日本学生支援機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

奨学金種別		家 計 基 準
第一種(無利子)	博士前期課程	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額(注2)の合計が66,400円以下であること ○博士前期課程 299万円
	博士後期課程	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が80,100円以下であること ○博士後期課程 340万円
第二種(有利子)	博士前期課程	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が155,300円以下であること ○博士前期課程 536万円
	博士後期課程	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が229,800円以下であること ○博士後期課程 718万円
併用 (第一種・第二種)	博士前期課程	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が61,600円以下であること ○博士前期課程 284万円
	博士後期課程	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が66,400円以下であること ○博士後期課程 299万円

- (注1) 2023年(1月～12月)の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。なお、第一種奨学金及び授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。
- (注2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します(100円未満は切り捨て)。
- 貸与額算定基準額★1＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額)★2
- ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。
ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等(臨時的な減税措置を含む。)は、家計基準の判定に影響しません。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額となります。
- ※入学時特別増額は別途条件があります。

●返還と返還免除制度

○返還開始時期

大学院修了後の翌月から数えて7ヵ月目から返還が始まります。

○返還方法

金融機関からの口座振替(毎月27日の引き落とし)となります。

○返還方式

定額返還方式(第一種・第二種)、所得連動方式(第一種の機関保証のみ)があります。

○利率算定方式(第二種のみ：在学中は無利子)

利率固定方式と利率見直し方式の2つの方式があります。

○返還免除制度(第一種のみ)

在学中に特に優れた業績をあげたとして大学が推薦した者に対する奨学金の全額または一部を免除する制度があります。貸与終了の年度末に対象者にご案内します。

○救済制度(返還が困難になった場合)

減額返還制度(毎月の返済額を減額し、返還期間を延ばす制度)と返還期限猶予制度(一定期間返還を先送りする制度)があります。ただし、貸与額の返還が減額されるわけではありません。

4. お問い合わせ先

京都橘大学スチューデントセンター【奨学金担当】(アカデミックリンクス1階)

〒607-8175 京都市山科区大宅山田町34

TEL: 075-574-4274 E-mail: syogakukin@tachibana-u.ac.jp

※お問い合わせは、メールでお願いします。

【窓口時間】 平日 8:45～17:15(昼休憩 11:10～12:10)

以上